

女性活躍推進法に基づく、

一般事業主行動計画のホームページ掲載について

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」とは、女性の活躍推進お取り組みを着実に前進させるべく、国・地方公共団体、一般企業主それぞれの責務を定め、雇用している、又は雇用しようとする女性労働者に対する活躍の推進に関する取り組みを実施するよう努めることとされ、2016年4月1日から施行されます。

「一般事業主行動計画」を策定する義務があります。また、常時雇用する従業員が301人以上の企業には、行動計画を策定・届け出るとともに、一般への公表と従業員への周知が義務付けられています。

今回、この「一般事業主行動計画」を2016年4月1日より新計画として作成いたしましたので、けいはん医療生協のホームページに掲載いたします。

1、計画期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日

2、当社の課題

体力的に大きな負荷のかかる仕事については、介護ロボットの導入の検討や男性職員とのバランスをとり、女性が長期的に働ける職場環境をつくる。

・医療・介護という女性が多い特殊な環境の中で、女性に対し体力的に大きな負荷がかかる介護現場においては、女性が長期的な勤務が出来る環境づくりは重要な課題になっています。介護ロボットの導入の検討、女性職員と男性職員のバランスを保つことにより、女性職員の勤続年数が男性より短く3年に満たない状況を改善する。

3、定量目標

女性介護職員の平均勤続年数を当面は5年以上とする。

4、取組内容

・女性の勤続年数を伸ばすため、女性が長期的に働ける職場環境の改善をはかる。

平成28年4月1日～ 介護ロボットの導入の検討

平成28年4月1日～ 女性職員と男性職員のバランスを保つ